

令和元年12月20日

『宗教年鑑 令和元年版』掲載の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を掲載した『宗教年鑑 令和元年版』を取りまとめましたので、「第2部 宗教統計」より、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数)

平成30年12月31日現在

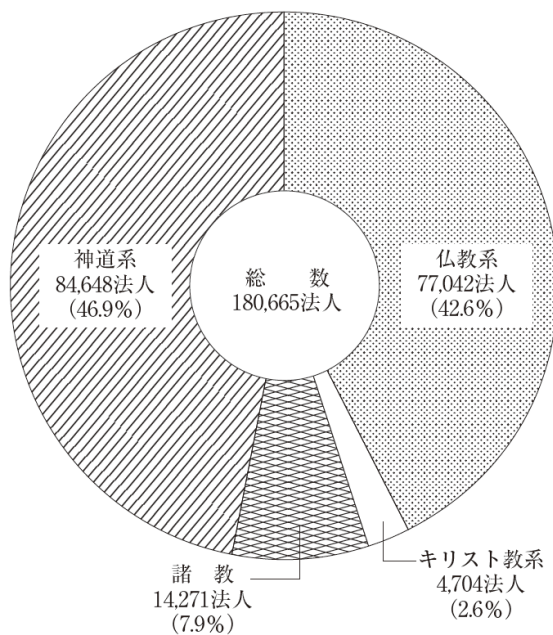
所轄	系統	区分 包括 宗教法人	単位宗教法人			合計
			被包括 宗教法人	単立 宗教法人	小計	
文部科学大臣所轄	神道系	123	23	70	93	216
	仏教系	157	177	139	316	473
	キリスト教系	65	43	217	260	325
	諸教	29	30	59	89	118
	計	374	273	485	758	1,132
都道府県知事所轄	神道系	6	82,576	1,979	84,555	84,561
	仏教系	11	74,116	2,610	76,726	76,737
	キリスト教系	7	2,811	1,633	4,444	4,451
	諸教	1	13,800	382	14,182	14,183
	計	25	173,303	6,604	179,907	179,932
合計		399	173,576	7,089	180,665	181,064

○ 全ての宗教法人数は、181,064 法人（前回（※）181,252 法人から△188 法人の減）。

※前回調査は、平成29年12月31日現在。

- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,132 法人（前回1,119 法人から13 法人の増）、都道府県知事所轄は179,932 法人（前回180,133 法人から△201 法人の減）。
- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は399 法人（前回と同じ）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は180,665 法人（前回180,853 法人から△188 法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（平成 30 年 12 月 31 日現在）



- ・ 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 173,576 法人（前回 173,774 法人から△198 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,089 法人（前回 7,079 法人から 10 法人の増）。
- ・ 「包括宗教法人」のうち、神道系は 129 法人、仏教系は 168 法人、キリスト教系は 72 法人、諸教は 30 法人（各系統とも前回と同じ）。
- ・ 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,648 法人、仏教系は 77,042 法人、キリスト教系は 4,704 法人、諸教は 14,271 法人。  
（前回、神道系 84,733 法人から△85 法人の減、仏教系 77,112 法人から△70 法人の減、キリスト教系 4,696 法人から 8 法人の増、諸教 14,312 法人から△41 法人の減）

（教師数）

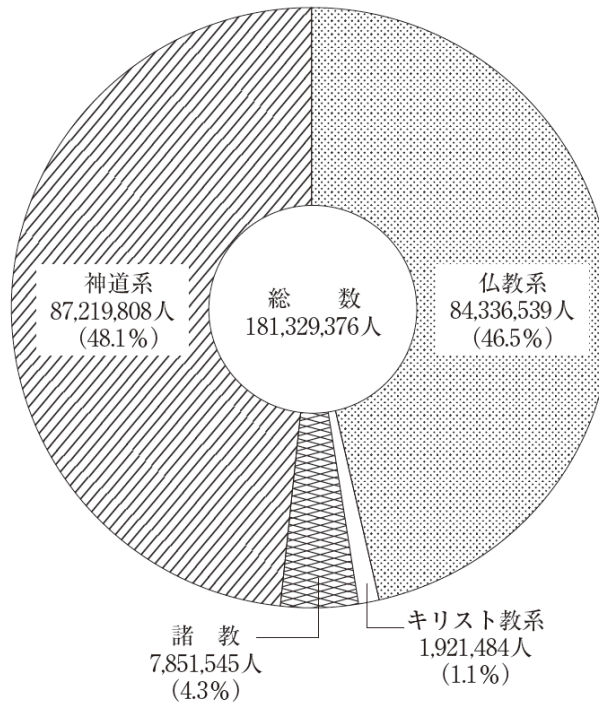
- 全ての教師数は、659,658 人（前回 657,238 人から 2,420 人の増）。このうち外国人は、4,069 人（前回 4,257 人から△188 人の減）。
- ・ 性別は、男性は 315,579 人（前回 315,051 人から 528 人の増）、女性は 344,079 人（前回 342,187 人から 1,892 人の増）。
- ・ 教師のうち、神道系は 71,697 人、仏教系は 355,494 人、キリスト教系は 31,619 人、諸教は 200,848 人。  
（前回、神道系 71,142 人から 555 人の増、仏教系 355,886 人から△392 人の減、キリスト教系 30,852 人から 767 人の増、諸教 199,358 人から 1,490 人の増）。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

(信者数)

○ 全ての信者数は、181,329,376人（前回 181,164,731人から 164,645人の増）。

我が国の信者数（平成30年12月31日現在）



- ・ 信者のうち、神道系は 87,219,808人、仏教系は 84,336,539人、キリスト教系は 1,921,484人、諸教 7,851,545人。  
（前回、神道系 86,166,133人から 1,053,675人の増、仏教系 85,333,050人から △996,511人の減、キリスト教系 1,921,834人から △350人の減、諸教 7,743,714人から 107,831人の増）。

※ 信者は、各宗教団体が称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体で定められ、その数え方もおのおの独自の方法及とられています。

【担当】

文化庁 宗務課 調査係

電話：03-5253-4111（代）

FAX：03-6734-3819